

平成十年四月十六日(木曜日)

午後三時四十分開議

出席委員

委員長 齊藤斗志二君

理事 石原 伸晃君

理事 岸田 文雄君

理事 伊藤 達也君

理事 太田 昭宏君

理事 甘利 明君

理事 岡部 英男君

理事 木村 義雄君

理事 河本 三郎君

理事 竹本 直一君

理事 中山 太郎君

理事 村田敬次郎君

理事 大島 章宏君

理事 島 聰君

理事 原口 一博君

理事 中野 清君

理事 小池百合子君

理事 大森 猛君

理事 横光 克彦君

出席國務大臣

通商産業大臣 堀内 光雄君

出席政府委員

通商産業大臣官 岩田 満泰君

通商産業大臣官 古田 肇君

通商産業大臣官 岡本 巖君

通商産業大臣官 並木 徹君

通商産業大臣官 林 康夫君

通商産業大臣官 中澤 佐市君

通商産業大臣官 立地局長

通商産業大臣官 中小企業庁長官

通商産業大臣官 中小企業庁計画部長

委員外の出席者

商工委員会専門員 野田浩一郎君

委員の異動

四月十六日

野田 実君

補欠選任

阪上 善秀君

野田 実君

三沢 淳君

青山 丘君

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

(本島日出夫君紹介)(第一六四二号)

大型店出店規制に関する請願(吉井英勝君紹介)

(第一六四二号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

中心市街地における市街地の整備改善及び商業

等の活性化の一体的推進に関する法律案(内閣

提出第三九号)

大規模小売店舗立地法案(内閣提出第四九号)

○高藤委員長 これより会議を開きます。

ただいま付託になりました内閣提出、中心市街

地における市街地の整備改善及び商業等の活性化

の一体的推進に関する法律案並びに大規模小売店

舗立地法案の両案を議題といたします。

これより両案について順次趣旨の説明を聴取い

たします。堀内通商産業大臣。

中心市街地における市街地の整備改善及び商業

等の活性化の一体的推進に関する法律案

大規模小売店舗立地法案

(本号末尾に掲載)

○堀内國務大臣 中心市街地における市街地の整

備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する

法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御

説明申し上げます。

我が国の地域の発展の中で、中心市街地は、文

化、伝統をはぐくみ、経済社会活動を展開する町

の顔であり、これまでも重要な役割を果たしてま

いりました。こうした中心市街地は、今後とも、

快適で利便性の高い生活空間として、また、人、

物、情報等の活発な交流による新たな経済活動の

中心市街地における市街地の整備改善及び商業

等の活性化の一体的推進に関する法律案

大規模小売店舗立地法案

(本号末尾に掲載)

○堀内國務大臣 中心市街地における市街地の整

備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する

苗床として、豊かで活力ある地域経済社会の実現

に大きく貢献することが期待されます。

しかしながら、近年、車社会の進展、土地利用

の効率化のおくれ、中心商店街の疲弊等を背景と

して、中心市街地は空洞化が進行しつつあり、そ

の活性化は、我が国が取り組むべき緊急の課題

となっております。そして、この課題に取り組む

に当たっては、土地区画整理事業や道路等の公共

施設の整備と、中小小売商業を初めとする商業の

面的な振興のための施策をあわせて実施すること

が不可欠となっております。

以上のような観点から、中心市街地について、

地域における創意工夫を生かしつつ、市街地の整

備改善と商業等の活性化を車の両輪として関連施

策を一体的に推進するため、今般、本法律案を提

案した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、主務大臣は、中心市街地における市街

地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に

向けた市町村及び事業者の取り組みに関する基本

方針を定めることとしております。

第二に、市町村は、この基本方針に基づき、中

心市街地における市街地の整備改善及び商業等の

活性化に向けた基本計画を作成することとしていた

しております。この基本計画には、本法律案に基づ

く措置を講じようとする中心市街地の位置及び区

域、当該中心市街地において実施されるべき市街

地の整備改善及び商業等の活性化のための事業の

内容等を市町村が定めることとしております。

第三に、市町村の作成した基本計画に定められ

た中心市街地の整備改善等を促進するため、土地

区画整理事業を活用した公共施設の整備促進、地

域振興整備公団による施設等の整備、都市公園の

地下駐車場の整備を円滑化する手続の特例、都市

再開発資金貸付制度の拡充等の措置を講ずること

を要するものとする。

としております。

第四に、主務大臣の認定を受けた商業等の活性化のための特定事業計画及び中小小売商業高度化事業計画について、これらの事業を促進するため、産業基盤整備基金による債務保証等の実施、中小企業設備近代化資金貸し付けの特例、中小企業信用保険の特例、食品流通構造改善促進機構の業務の特例、道路運送法等の許認可の特例、通信・放送機構の出資、課税の特例等の措置を講ずることとしております。

その他、国及び地方公共団体は、地域住民等の理解と協力を得るとともに、民間事業者の能力の活用を図るよう配慮し、また、施策全般にわたり総合的かつ相互に連携を図ることとしております。

以上が本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

続いて、大規模小売店舗立地法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国の小売業は、需要面ではモータリゼーションの急速な進展と消費者の生活様式の変化により、また、供給面では新たな業態の急速な成長等を背景に、大きな構造的変化を遂げつつあります。こうした中、単に規模の経済を追求するよりも、魅力ある商業集積の構築や情報化、システム化を進めることが小売業の競争上重要になっております。

一方で、周辺の地域住民を主要な顧客とし、地域密着性が高いという特徴を有する小売業が健全な発展を図るためには、地域社会との融和が極めて重要であり、特に、近年、大規模小売店舗の立地に伴う交通渋滞や騒音等の社会的問題への対応について要請が高まっております。

これらを背景に、事業活動の調整を行う現行制度の限界が指摘されており、社会的問題に対応し、新たな実効性ある措置を講ずることが必要と

なっております。

以上のような観点から、大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のための適正な配慮を行うことを確保することにより、小売業の健全な発達を図るべく、店舗の新増設に際し、都道府県等が生活環境の保持の見地から意見を述べたための手続等を定めるとともに、その意見を反映させるための措置を講ずるため、今般、本法案を提案した次第であります。

次に、本法案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、通商産業大臣は、大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持を通じた小売業の健全な発達を図る観点から、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について指針を定めることとしております。

第二に、大規模小売店舗の設置者が店舗を新増設する場合には、大規模小売店舗の施設の配置や運営方法等について都道府県等に届け出を行い、その内容を周知させる説明会を開催することとしております。

第三に、この届け出内容について、市町村、地域住民、事業者、商工会議所または商工会その他の団体等は、都道府県等に意見を述べることができるとしてあります。都道府県等は、これらの意見に配慮するとともに、指針を勧告しつつ、大規模小売店舗の設置者に対し、その周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べることができるとしてあります。

第四に、これに対する大規模小売店舗の設置者の対応が、都道府県等の意見を適正に反映しておらず、その周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難と認められるときは、都道府県等は、市町村の意見を聞き、指針を勧告しつつ、大規模小売店舗の設置者に対し、必要な措置をとるよう勧告できるとしてあります。さらに、正当な理由がなく、設置者が勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができるとしてあります。

なお、このような新たな実効性ある制度が施行

されることに伴い、現行の大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律は、本法で廃止することとしてあります。

以上が、本法案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○斎藤委員長 これにて両案の趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時四十九分散会

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律案
中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 市街地の整備改善等(第七条―第十五条)

第三章 商業等の活性化のための特定事業等の促進(第十六条―第三十八条)

第四章 雑則(第三十七条―第四十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、都市の中心の市街地が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、都市機能の増進及び経済活力の向上を図ることが必要であると認められる中心市街地について、地域における創意工夫を生かしつつ、市街地の整備改善及び商業等の活性化を一体的に推進するための措置を講ずることにより、地域の振興及び秩序ある整備を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(中心市街地)

第二条 この法律による措置は、都市の中心の市街地であって、次に掲げる要件に該当するもの(以下「中心市街地」という。)について講じられるものとする。

一 当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること。

二 当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること。

三 当該市街地において市街地の整備改善及び商業等の活性化を一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること。

(施策における配慮)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律に基づき施策の策定及び実施に当たっては、地域住民等の理解と協力を得るとともに、民間事業者の能力の活用を図るよう配慮し、その施策全般にわたり、必要な施策を総合的かつ相互に連携を図りつつ講ずるよう努めなければならない。

(定義)

第四条 この法律において「商業基盤施設」とは、顧客その他の地域住民の利便の増進を図るための施設及び相当数の小売業の業務を行う者の業務の円滑な実施を図るための施設をい、商業施設」とは、小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設であって、商業基盤施設以外のものをいう。

2 この法律において「都市型新事業」とは、中心市街地に集まる一般消費者等の多様かつ高度な需要に即応して、新商品の生産若しくは新役務の提供又は商品の生産若しくは販売若しくは役務の提供の方式の改善を行う次に掲げる事業であって、中心市街地における事業の構造の高度化又は国民生活の利便の増進に寄与するものを

いう。

一 主として一般消費者の生活の用に供される工業製品の製造又は加工の事業

二 役務をその媒体である物の提供を通じて提供する事業

三 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいい、「中小小売商業者」とは、主として小売業に属する事業を営む者であつて、第二号から第五号までの一に該当するものをいう。

一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種（次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業又はサービス業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 企業組合

五 協業組合

六 事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

四 この法律において「特定事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 商業基盤施設又は相当規模の商業施設を整備する事業（次項に掲げるものを除く。第二十二条において「特定商業施設等整備事業」という。）

二 中心市街地における都市型新事業を実施する企業等の立地の促進を図るための施設であつて、相当数の企業等が利用するためのものを整備する事業

三 食品（飲食料品（花きを含む。）のうち菓実法（昭和三十五年法律第四十五号）に規定する医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。以下この号において同じ。）の小売業の業務を行う者（以下この号において「食品小売業者」という。）又は事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会その他の政令で定める法人で食品小売業者を直接若しくは間接の構成員とするものの出資又は拠出に係る法人で政令で定めるものが、相当数の食品小売業者の店舗が集積する施設で、当該施設と一体的に駐車場、休憩所その他の当該施設の利用者の利便の増進に資する施設が整備されているもの（これと一体的に設置される倉庫その他の食品に係る流通業務用の施設を含む。）を整備する事業で、中心市街地における食品の流通の円滑化に特に資するもの（第二十七条において「中心市街地食品流通円滑化事業」という。）

四 その全部又は一部の区間が中心市街地に存する路線に係る一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業をいう。）を経営する者が当該事業の利用者の利便の増進を図るために実施する事業であつて、運輸省令で定めるもの

五 中心市街地における貨物の運送の効率化を図るために行う次に掲げる事業を併せて実施する事業（以下「貨物運送効率化事業」という。）

イ 特定の中心市街地から集貨された貨物の仕分又は当該中心市街地への貨物の配達に

必要な仕分を専ら行うための次に掲げる施設であつて政令で定めるものを整備する事業

（1）貨物の積卸しのための施設

（2）上屋又は荷さばき場

（3）（1）又は（2）に掲げる施設に附帯する駐車場又は車庫

ロ イに掲げる施設を利用して行う一般貨物自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業をいう。）又は第一種利用運送事業（貨物運送取扱事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第八項に規定する第一種利用運送事業をいう。以下同じ。）であつて、運輸省令で定めるもの

六 電気通信業又は放送業（有線放送業を含む。）の用に供する施設であつて、中心市街地とその他の地域との間又は中心市街地の区域内における多様な電気通信を高度に行うための機能を有する共同利用施設（これと一体的に設置される展示施設、研修施設その他の電気通信のサービスの普及を図るための施設を含む。）の整備及び管理を行う事業（第三十一条において「中心市街地電気通信施設整備事業」という。）

五 この法律において「中小小売商業高度化事業」とは、第十九条第一項の認定構想推進事業者と共同で次の各号に掲げる者が実施（第一号又は第二号に掲げる場合にあつては、第一号又は第二号に掲げる者の組合員又は所属員による実施を含む。）をする当該各号に定める事業及び同項の認定構想推進事業者であつて次の各号に掲げる者が単独で実施する当該各号に定める事業をいう。

一 中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一十号）第四条第一項に規定する商店街振興組合等、主として中小小売商業者である組合員又は所属員の経営の近代化を図るために行う同項に規定する事業（事業の用に供されて

いない店舗を賃借する事業を含む。）

二 中小小売商業振興法第四条第二項に規定する事業協同組合等、主として中小小売商業者である組合員又は所属員の経営の近代化を図るために行う店舗を一の団地に集団して設置する同項の事業

三 事業協同組合又は事業協同小組合、中小小売商業者である組合員のための中小小売商業振興法第四条第三項第一号に規定する共同店舗等（第六号において「共同店舗等」という。）の設置の事業

四 協業組合、中小小売商業振興法第四条第三項第二号に定める事業

五 二以上の中小小売商業者が合併をして設立された小売業に属する事業を主たる事業として営む会社（合併後存続している会社を含む。）当該会社の店舗等（中小小売商業振興法第四条第三項第二号に規定する店舗等をいう。次号において同じ。）の設置の事業

六 二以上の中小小売商業者が資本の額又は出資の総額の大部分を出資している会社、当該会社及び当該会社に出資している中小小売商業者のための共同店舗等の設置の事業又は小売業に属する事業を主たる事業として営む当該会社の店舗等の設置の事業

七 商工会、商工会議所又は中小企業者が出資している会社であつて政令で定める要件に該当するもの（以下「特定会社」という。）若しくは民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人（以下「公益法人」という。）商店街の区域、団地又は建物の内部に集団して事業を営む中小小売商業者の経営の近代化を支援するために行う中小小売商業振興法第四条第六項に規定する事業（事業の用に供されていない店舗を賃借する事業を含む。）

（基本方針）
第五条 主務大臣は、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一體的推進に

関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 中心市街地における市街地の整備改善及び商業の活性化の一体的推進の意義に関する事項

二 中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項

三 中心市街地における土地区画整理事業(土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)による土地区画整理事業をいう。以下同じ。)、市街地再開発事業(都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)による市街地再開発事業をいう。以下同じ。)、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する基本的な事項

四 中心市街地における商業基盤施設の整備その他の商業の活性化のための事業及びこれと併せて実施される都市型新事業を実施する企業等の立地の促進のための事業に関する基本的な事項

五 前二号の事業の一体的推進に関する事項その他必要な事項

3 基本方針においては、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 前項第三号及び第四号の事業と一体的に推進する次に掲げる事業に関する基本的な事項
イ 公共交通機関の利用者の利便の増進を図るための事業

ロ 電気通信の高度化を図るための事業

二 特定事業及び中小小売商業高度化事業の実施について指針となるべき事項

4 主務大臣は、基本方針を定めるに当たっては、基本計画に基づき行われる第二項第三号及び第四号の事業並びに前項第一号及びロに掲げる事業並びに同項第二号の事業が一体的かつ

総合的に行われるようこれを定めるものとする。

5 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

6 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(基本計画)

第六条 市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域内の中心市街地について、市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を作成することができる。

2 基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する基本的な方針

二 中心市街地の位置及び区域

三 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進の目標

四 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

五 商業の活性化のための事業(これと併せて実施する都市型新事業を実施する企業等の立地の促進のための事業について定める場合にあつては、当該事業を含む。)に関する事項(中小小売商業高度化事業について定める場合にあつては、当該事業の対象とすべき商業の集積及び当該事業の目標)

六 前二号の事業の一体的推進のために必要な事項

3 基本計画においては、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めることができる。

一 前項第四号及び第五号の事業と一体的に推進する次に掲げる事業に関する事項
イ 公共交通機関の利用者の利便の増進を図るための事業
ロ 電気通信の高度化を図るための事業

二 第四号第四項第三号から第六号までに掲げる特定事業に関する事項
三 その他必要な事項

4 基本計画は、都市計画及び都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれ、かつ、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第五項の基本構想に即したものでなければならない。

5 市町村は、基本計画を作成し、又はこれを変更しようとするときは、第二項第五号に掲げる事項について、当該市町村の区域をその地区とする商工会議所又は商工会の意見を聴かなければならない。

6 市町村は、基本計画を作成し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣及び都道府県に基本計画の写しを送付しなければならない。

7 主務大臣及び都道府県は、前項の規定により基本計画の写しの送付を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができる。

第二章 市街地の整備改善等
(土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例)

第七條 基本計画において定められた土地区画整理事業であつて土地区画整理法第三条第三項、第三條の二第一項若しくは第二項、第三條の三第一項若しくは第二項又は第三條の四の規定により施行するものの換地計画(基本計画において定められた中心市街地(以下「特定中心市街地」という。))の区域内の宅地について定められたものに限る。において、交通施設、情報処理施設その他の特定中心市街地の区域内の住民等の共同の福祉又は利便のため必要な施設で、国、地方公共団体、第十条第一項の規定により

指定された中心市街地整備推進機構その他の政令で定める者が設置するもの(同法第二条第五項に規定する公共施設を除き、基本計画において前条第二項第四号に掲げる事項として土地区画整理事業と併せてその整備が定められたものに限る。))の用に供するため、一定の土地を換地として定め、その土地を保留地として定めることができる。この場合においては、当該保留地の地積について、当該土地区画整理事業を施行する土地の区域内の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することを得なければならない。

2 土地区画整理法第四條第十一項及び第八條第一項の規定は、前項の規定により換地計画において定められた保留地について準用する。この場合において、同法第四條第十一項中「第三條第一項から第三項まで又は第三條の四の規定により施行する土地区画整理事業にあつては施行者が、第三條第四項の規定により施行する土地区画整理事業にあつてはそれぞれ国、都道府県又は市町村が」とあるのは「施行者が」と、同法第八條第一項中「第三條第三項若しくは第四項」とあるのは「第三條第三項、第三條の二第一項若しくは第二項、第三條の三第一項若しくは第二項」と、「第四條第一項」とあるのは「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第七條第二項において準用する第四條第十一項」と読み替へるものとする。

3 施行者は、第一項の規定により換地計画において定められた保留地を処分したときは、土地区画整理法第三條第四項(地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五号)以下「公団法」という。第二十一條の二において準用する場合を含む。))の規定による公告があつた日における従前の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する者に対して、政

令で定める基準に従い、当該保留地の対価に相当する金額を交付しなければならない。土地区画整理法第九十九条第二項の規定は、この場合について準用する。

4 土地区画整理法第八十五条第五項の規定は、この条の規定による処分及び決定について準用する。

(地域振興整備公団の業務の特例)

第八条 地域振興整備公団(以下「公団」という。)は、公団法第十九条第一項及び第二項に規定する業務のほか、特定中心市街地における市街地の整備改善を図るため、次に掲げる業務を行う。

一 基本計画において定められた土地区画整理事業(特定中心市街地の区域内において土地区画整理法第三条の三第二項の規定により行うものに限る。)(又は市街地再開発事業(特定中心市街地の区域内において都市再開発法第二条の二第五項第二号の規定により行うものに限る。))と併せて行うことが必要であると認められる宅地の造成(特定中心市街地の区域内において行うものに限る。))と併せて事務所、店舗等の用に供する施設の建設を行うことが必要である場合において当該施設を建設し、並びに当該施設を管理し、及び譲渡すること。

二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 公団は、前項の業務のほか、特定中心市街地における商業の活性化及び都市型新事業を実施する企業等の立地を促進するため、次に掲げる業務を行う。

一 特定中心市街地において、次に掲げる施設の整備及び管理の事業を行う者に対し、その事業に必要な資金の出資を行い、又は出資を行った当該者の委託を受けてこれらの施設(イに掲げる施設にあつては、これと併せて整備される商業施設を含む。)(の整備若しくは賃貸その他の管理の事業を行うこと。

イ 商業基盤施設

ロ 都市型新事業の技術に関する研究開発のための施設であつて都市型新事業の技術に関する研究開発を行う者の共用に供するもの、都市型新事業の技術に関する研究開発及びその企業化を行うための事業場又は都市型新事業に係る商品若しくは役務の展示及び販売若しくは提供のための施設

二 特定中心市街地において、都市型新事業の用に供する工場若しくは事業場又は当該工場若しくは当該事業場の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。

三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

3 公団は、前二項の業務のほか、前二項の業務及び公団法第十九条第一項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

一 第一項第一号に規定する宅地の造成と併せて行う事務所、店舗等の用に供する施設の建設並びに当該施設の管理及び譲渡

二 特定中心市街地における前項第一号に掲げる施設又は都市型新事業の用に供する工場若しくは事業場の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡

三 前項の規定により公団が行う同項第一号に掲げる施設又は都市型新事業の用に供する工場若しくは事業場(以下この号において「工場等」という。)(の整備と併せて整備されるべき公共の用に供する施設及び当該工場等の利用者の利便に供する施設の整備並びに当該施設の賃貸その他の管理及び譲渡

四 中心市街地における市街地の整備改善並びに商業の活性化及び都市型新事業を実施する企業等の立地の促進のために必要な調査

4 公団は、第二項第一号の出資を行おうとするときは、内閣総理大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(公団法の特例)

第九条 前条の規定により公団の業務が行われる場合には、公団法第十九条第二項中「同項の業務」とあるのは、同項の業務並びに中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(以下「中心市街地整備改善活性化法」という。)(第八条第一項及び第二項の業務と、同条第三項中前項に規定する業務とあるのは「前項の業務又は中心市街地整備改善活性化法第八条第三項の業務」と、同条第五項中「並びに同項第八号の業務」とあるのは「同項第八号の業務並びに中心市街地整備改善活性化法第八条第一項並びに第二項第一号及び第二号の業務」と、同条第六項中「同項第三号又は第四号の業務」とあるのは「同項第三号若しくは第四号の業務又は中心市街地整備改善活性化法第八条第二項第一号若しくは第二号の業務」と、及び同項第八号の業務とあるのは「同項第八号の業務及び中心市街地整備改善活性化法第八条第一項第一号の業務」と、公団法第十九条第二項中「及び同項第三号又は第四号の業務」とあるのは、同項第三号若しくは第四号の業務とあわせて行なうもの」とあるのは、同項第三号若しくは第四号の業務又は中心市街地整備改善活性化法第八条第二項第一号若しくは第二号の業務と併せて行うもの及び中心市街地整備改善活性化法第八条第一項第一号の業務と、公団法第二十条第一項中「第十九条第一項第一号又は第七号の業務」とあるのは「第十九条第一項第一号若しくは第七号の業務又はは中心市街地整備改善活性化法第八条第二項第一号の業務」と、同条第二項中「第十九条第一項第二号及び第七号の業務」とあるのは「第十九条第一項第二号若しくは第七号の業務又はは中心市街地整備改善活性化法第八条第二項第二号及び第七号の業務並びに中心市街地整備改善活性化法第八条第二項第一号の業務」と

と、公団法第二十四条の二中「第一号及び第二号の業務(以下「工業再配置業務」という。))とあるのは「第一号及び第二号の業務並びに中心市街地整備改善活性化法第八条第二項並びに第三項第二号及び第三号の業務に係るもの並びに同項第四号及び第五号の業務並びに第十九条の三の規定による投資で商業の活性化及び都市型新事業を実施する企業等の立地の促進に係るもの(以下「工業再配置等業務」という。))と、公団法第二十五条第一項及び第三項中「工業再配置業務」とあるのは「工業再配置等業務」と、公団法第三十三条第一号中「又は第二十六条の三」とあるのは、第二十六条の三又は中心市街地整備改善活性化法第八条第四項と、公団法第三十三条の二第二項第三号中「工業再配置業務」とあるのは「工業再配置等業務」と、公団法第三十三条の三中「この法律」とあるのは「この法律又は中心市街地整備改善活性化法」と、公団法第三十六条第一号中「この法律の規定(第二十一条の規定により準用される住宅・都市整備公団法の規定を含む。))とあるのは「この法律の規定(第二十一条の規定により準用される住宅・都市整備公団法の規定を含む。))及び中心市街地整備改善活性化法第八条第四項の規定」と、同条第三号中「第十九条第一項及び第二項」とあるのは「第十九条第一項及び第二項並びに中心市街地整備改善活性化法第八条第一項から第三項まで」とする。

(中心市街地整備推進機構の指定)

第十条 市町村長は、公益法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、中心市街地整備推進機構(以下「推進機構」という。))として指定することができる。

2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該推進機構の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 推進機構は、その名称、住所又は事務所のある地を変更しようとするときは、あらかじめ、

その旨を市町村長に届け出なければならない。
4 市町村長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(推進機構の業務)

第十一条 推進機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 中心市街地の整備改善に関する事業を行う者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

二 特定中心市街地の整備改善に資する建築物その他の施設であつて建設省令で定めるものを基本計画の内容に即して整備する事業を行うこと又は当該事業に参加すること。

三 特定中心市街地の整備改善を図るために有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。

四 中心市街地の整備改善に関する調査研究を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、中心市街地の整備改善を推進するために必要な業務を行うこと。

(監督等)

第十二条 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、推進機構に対し、その業務に

関し報告をさせることができる。
2 市町村長は、推進機構が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進機構に対し、その業務の運営の改善

に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
3 市町村長は、推進機構が前項の規定による命令に違反したときは、第十条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

5 第三項の規定により第十条第一項の指定を取

り消した場合における前条第三号に規定する土地の取得に係る業務に関する所要の経過措置は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定めることができる。

(情報の提供等)

第十三条 国及び関係地方公共団体は、推進機構に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

(路外駐車場についての都市公園の占用の特例等)

第十四条 市町村は、基本計画において、駐車場法(昭和三十一年法律第百八号)第三条の駐車場整備地区内に整備されるべき同法第四条第二項第五号の主要な路外駐車場(都市計画において定められた路外駐車場を除く。)の整備に関する事項を定めたときは、遅滞なく、同条第一項の駐車場整備計画において、当該路外駐車場の整備に関する事項の内容に即して、その位置、規模、整備主体及び整備の目標年次を明らかにした路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要を定めるものとする。

2 市町村は、前項の規定により駐車場整備計画に都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二

条第一項の都市公園の地下に設けられる路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要(以下この条において「特定駐車場事業概要」という。)を定めようとする場合には、当該特定駐車場事業概要について、あらかじめ、公園管理者(同法第五條第一項の公園管理者をいう。次項において同じ。)の同意を得なければならない。

3 前項の特定駐車場事業概要が定められた駐車

場法第四条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による駐車場整備計画の公表の日から二年以内に当該特定駐車場事業概要に基づき都市公園の地下の占用の許可の申請があつた場合においては、当該占用が都市公園法第七條の規定に基づく政令で定める技術的基準に適合する限り、公園管理者は、同法第八條の許可を与えるものとする。

(都市計画に基づく事業の推進)

第十五条 国及び地方公共団体は、都市計画法第七條第四項の市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針又は同法第十八條の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針に従い、基本計画の達成に資するため、土地区画

整理事業又は市街地再開発事業の施行、道路、公園、駐車場その他の公共の用に供する施設の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 商業等の活性化のための特定事業等の促進

(特定事業計画の認定)
第十六条 基本計画に定められた特定事業を実施しようとする者(当該特定事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。以下「特定事業者」という。)は、当該特定事業に関する計画(以下「特定事業計画」という。)を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

2 前項の規定による認定の申請は、市町村を経由して行わなければならない。この場合において、市町村は、当該特定事業計画を検討し、意見を付して、主務大臣に送付するものとする。

3 特定事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特定事業の目標
二 特定事業の内容
三 特定事業の実施時期
四 特定事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法

4 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その特定事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号及び第二号に掲げる事項が基本方針のうち第五條第三項第二号の指針となるべき事項に照らして適切なものであること。

二 前項第三号及び第四号に掲げる事項が当該特定事業を確実に遂行するため適切なものであること。

あること。

三 特定事業者が貨物運送効率化事業を実施する場合であつて当該貨物運送効率化事業が第一種利用運送事業に該当するときは、当該特定事業者が貨物運送取扱事業法第五條第一号から第三号までのいずれにも該当しないこと。

5 主務大臣は、前項の規定による認定を行ったときは、関係都道府県に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。

(特定事業計画の変更等)
第十七条 前条第四項の認定を受けた者(その者の設立に係る同条第一項の法人を含む。以下「認定特定事業者」という。)は、当該認定に係る特定事業計画を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、認定特定事業者が当該認定に係る特定事業計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定特定事業計画」という。)に従つて特定事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第二項、第四項及び第五項の規定は、第一項の認定について準用する。

(中小小売商業高度化事業構想の認定)
第十八条 商工会、商工会議所又は特定会社若しくは公益法人であつて政令で定める要件に該当するものその他中心市街地における中小小売商業高度化事業の総合的な推進を図るのにふさわしい者として政令で定める者は、基本計画に中小小売商業高度化事業に係る事項が記載されている場合にあつては、当該中小小売商業高度化事業を当該者と共同で実施すると見込まれる者の意見を聴いた上で、当該中小小売商業高度化事業に関する総合的かつ基本的な構想(以下「中小小売商業高度化事業構想」という。)を作成し、これを市町村に提出して、当該中小小売商業高度化事業構想が適当である旨の認定を申請することができる。

2 中小小売商業高度化事業構想には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特定中心市街地における中小小売商業高度化事業の概要

二 前号の事業を実施することにより期待される効果

3 市町村は、第一項の認定の申請があった場合において、その中小小売商業高度化事業構想が基本計画の内容に照らして適切なものであり、かつ、当該中小小売商業高度化事業構想に係る事業が実施可能であると認めるときは、その認定をするものとする。

4 市町村は、前項の規定による認定を行ったときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(中小小売商業高度化事業構想の変更等)

第十九条 前条第二項の認定を受けた者（以下「認定構想推進事業者」という。）は、当該認定に係る中小小売商業高度化事業構想を変更しようとするときは、市町村の認定を受けなければならない。

2 市町村は、認定構想推進事業者が作成した当該認定に係る中小小売商業高度化事業構想（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。）に係る事業が、経済事情の変動その他情勢の推移により実施可能でなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の認定について準用する。

(中小小売商業高度化事業計画の認定)

第二十条 前条第二項の中小小売商業高度化事業構想に記載されている中小小売商業高度化事業を、認定構想推進事業者と共同で実施しようとする第四項第五号に掲げる者（同項第五号に定める事業を実施しようとする場合において、同号に掲げる会社を設立しようとする中小小売商業者とし、同項第六号に掲げる者において、同号に掲げる会社を設立しようとする中小小

売商業者を、同項第七号に掲げる者にあつては特定会社を設立しようとする者を含む。）は認定構想推進事業者と共同で、単独で実施しようとする認定構想推進事業者は単独で、当該中小小売商業高度化事業に関する計画（以下「中小小売商業高度化事業計画」という。）を作成し、通商産業大臣の認定を申請することができる。

2 前項の規定による認定の申請は、市町村を経由して行わなければならない。この場合において、市町村は、当該中小小売商業高度化事業計画を検討し、意見を付して、通商産業大臣に送付するものとする。

3 中小小売商業高度化事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 中小小売商業高度化事業の目標及び内容

二 中小小売商業高度化事業の実施時期

三 中小小売商業高度化事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法

4 通商産業大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その中小小売商業高度化事業計画が基本方針のうち第五号第三項第二号の指針となるべき事項の内容に照らして適切なものであること、当該中小小売商業高度化事業計画に係る中小小売商業高度化事業が確実に実施される見込みがあることその他政令で定める要件に該当すると認めるときは、その認定をするものとする。

5 通商産業大臣は、前項の規定による認定を行ったときは、関係都道府県に対して、速やかにその旨を通知しなければならない。

(中小小売商業高度化事業計画の変更等)

第二十一条 前条第四項の認定を受けた者（以下「認定中小小売商業高度化事業者」という。）は、当該認定に係る中小小売商業高度化事業計画を変更しようとするときは、通商産業大臣の認定を受けなければならない。

2 通商産業大臣は、認定中小小売商業高度化事業者が作成した当該認定に係る中小小売商業高度化事業計画（前項の規定による変更の認定が

あつたときは、その変更後のもの。以下「認定中小小売商業高度化事業計画」という。）に従つて中小小売商業高度化事業が実施されていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第二項、第四項及び第五項の規定は、第一項の認定について準用する。

(産業基盤整備基金の行う商業活性化促進業務)

第二十二條 産業基盤整備基金（以下「基金」という。）は、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十二年法律第七十七号。以下「特定施設整備法」という。）第四十條第一項に規定する業務のほか、特定中心市街地における商業の活性化を促進するため、次の業務を行う。

一 認定特定事業者が認定特定事業計画に従つて行う特定商業施設等整備事業に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

二 日本開発銀行その他大臣及び通商産業大臣が指定する金融機関（以下この号において「日本開発銀行等」という。）が行う認定特定事業計画に従つて行う特定商業施設等整備事業に必要な資金の貸付けについて、日本開発銀行等に対し、利子補給金を支給すること。

三 展示会の開催その他の顧客の増加に寄与する事業を支援する事業及び研修その他の小売業の業務を行う者の経営の効率化に寄与する事業であつて、特定中心市街地における商業の活性化に資するものに必要な資金の出資を行うこと。

四 特定中心市街地における商業の活性化に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
(中心市街地商業活性化推進資金)

必要資金に充てるべきものとして日本開発銀行から出資された金額をもってこれに充てなければならない。

2 基金は、中心市街地商業活性化推進資金に係る経理については、特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法（平成三年法律第八十二号。以下「特定商業集積整備法」という。）第十一條第一項に規定する特別勘定における他の経理と区分して整理しなければならない。

3 中心市街地商業活性化推進資金の運用によつて生じた利子その他当該資金の運用又は使用に伴い生ずる収入は、中心市街地商業活性化推進資金に充てるものとする。
(特定施設整備法等の特例)

第二十四條 第二十二條の規定により基金の業務が行われる場合には、特定施設整備法第四十條第二項中「同条第三項の規定により政府が出資した金額を除く。」とあるのは「同条第三項の規定により政府が出資した金額並びに中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（以下「中心市街地整備改善活性化法」という。）第二十二條第二号及び第三号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして日本開発銀行から出資された金額を除く。」と、特定施設整備法第四十一條第一項中「債務の保証の決定及び利子補給金の支給の決定」とあるのは「債務の保証の決定、利子補給金の支給の決定及び出資の決定」と、特定施設整備法第五十一條中「この法律」とあるのは「この法律及び中心市街地整備改善活性化法」と、特定施設整備法第五十二條第二項並びに第五十三條第一項及び第二項中「この法律」とあるのは「この法律又は中心市街地整備改善活性化法」と、特定施設整備法第五十五條第一項中「これを各出資者に対し」とあるのは「一政令で定めるところにより、当該残余財産のうち、特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法第十一條第一項に規定する特別勘定（以下「特別勘定」という。）に属する額に相当する額を特別勘定に

係る各出資者に、特別勘定以外の一般の勘定に属する額に相当する額を当該勘定に係る各出資者に対し」と、特定施設整備法第六十三条第三号中「第四十条第一項」とあるのは「第四十条第一項及び中心市街地整備改善活性化法第二十二條」とし、特定商業集積整備法第十一條第一項中「第九條第一号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務」とあるのは「第九條第一号及び第三号に掲げる業務並びに中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（以下「中心市街地整備改善活性化法」という。）第二十二條第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務」とあるのは「第九條第一号に掲げる業務」とあるのは「第九條第一号に掲げる業務及び中心市街地整備改善活性化法第二十二條第一号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務」と、特定商業集積整備法第十二條第一項中「第九條第一号に掲げる業務」とあるのは「第九條第一号に掲げる業務及び中心市街地整備改善活性化法第二十二條第一号に掲げる業務」と、特定商業集積整備法第十二條第二項中「第九條第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務」とあるのは「第九條第三号に掲げる業務及び中心市街地整備改善活性化法第二十二條第四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務」とし、特定新規事業実施円滑化臨時措置法（平成元年法律第五十九号）第六條の三第一項中「第六條第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務」とあるのは「第六條第二号に掲げる業務及び中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（以下「中心市街地整備改善活性化法」という。）第二十二條第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務」と、同法第六條の四第一項中「第六條第二

号に掲げる業務」とあるのは「第六條第二号に掲げる業務及び中心市街地整備改善活性化法第二十二條第三号に掲げる業務」と、第六條の二の規定により政府が出資した額」とあるのは「第六條の二の規定により政府が出資した額及び中心市街地整備改善活性化法第二十二條第三号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして日本開発銀行から出資された額」とする。

（中小企業近代化資金等助成法の特例）

第二十五条 中小企業近代化資金等助成法（昭和三十一年法律百十五号）第三條第一項に規定する中小企業設備近代化資金の貸付事業に係る貸付金であつて、認定中小小売商業高度化事業計画に基づき設置される設備に係るものについては、同法第五條の規定にかかわらず、その償還期間は、七年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

（中小企業信用保険法の特例）

第二十六条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三條第一項に規定する普通保険（以下この条において「普通保険」という。）は、同法第三條の二第一項に規定する無担保保険（以下この条において「無担保保険」という。）又は同法第三條の三第一項に規定する特別小口保険（以下この条において「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、中心市街地商業等活性化関連保証（同法第三條第一項、第三條の二第一項又は第三條の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定特定事業計画に基づく第四條第四項第二号に掲げる特定事業（特定会社又は公益法人が当該特定事業を実施する場合にあつては、当該特定会社又は当該公益法人が自ら実施する都市型新事業の用に供する施設を整備する事業に限る。）の実施に必要な資金に係るもの又は認定中小小売商業高度化事業計画に基づく同法第五項第一号から第六号までに掲げる中小小売商業高度化事業の実施に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての

次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用について

第三条第一項		第三条の二第一項及び第三條の三第一項	
保険価額の合計額が	中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第二十六條第一項に規定する中心市街地商業等活性化関連保証（以下「中心市街地商業等活性化関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ	保険価額の合計額が	中心市街地商業等活性化関連保証及びその他の保証（以下「その他の保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
当該保証をした	中心市街地商業等活性化関連保証をした	当該保証をした	中心市街地商業等活性化関連保証をした
当該債務者	中心市街地商業等活性化関連保証をした	当該債務者	中心市街地商業等活性化関連保証をした

2 認定特定事業計画に基づく第四條第四項第二号に掲げる特定事業又は認定中小小売商業高度化事業計画に基づく同法第五項第七号の中小小売商業高度化事業（以下この条において「認定中小小売商業高度化事業」という。）を実施する公益法人（その出資金額又は拠出された金額の二分の一以上が中小企業者により出資又は拠出されているものに限る。）であつて、当該認定中小小売商業高度化事業等事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三條第一項又は第三條の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該公益法人を同法第三條第一項の中小企業者とみなして、同法第三條、第三條の二及び第四條から第八條までの規定を適用する。この場合において、同法第三條第一項及び第三條の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第二十六條第二項に規定する認定中小小売商業高度化支援等事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

3 普通保険又は無担保保険の保険関係であつて、中心市街地商業等活性化支援関連保証（中小企業信用保険法第三條第一項又は第三條の二第一項に規定する債務の保証であつて、特定会社又は前項の公益法人が行う認定中小小売商業高度化支援等事業（特定会社又は公益法人が当該認定中小小売商業高度化支援等事業を実施する場合にあつては、当該特定会社又は当該公益法人が自ら実施する都市型新事業の用に供する施設を整備する事業を除く。）の実施に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた者に係るものについての中小企業信用保険法第三條第一項並びに第三條の二第一項及び第三項の規定の適用については、同法第三條第一項中「一億円」とあるのは「四億円（中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第二十六條第二項に規定する認定中小小売商業高度化支援等事業に必要な資金（以下「中心市街地商業等活性化支援資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円」と、同法第三條の二第一項及び第三項中「三千五百万円」とあるのは「七千万円（中心市街地商業

ては、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

四 認定食品流通円滑化事業を実施する者に対し、必要な資金のあっせんを行うこと。

第三十條 貨物運送効率化事業を実施しようとする特定事業者であつて第一種利用運送事業についての貨物運送取扱事業法第三條第一項の許可(以下この条において「第二種利用運送事業許可」という。)を受けていないものが特定事業計画に従つて実施しようとする事業が第一種利用運送事業に該当する場合において、当該特定事業者がその特定事業計画について第十六條第四項の認定を受けたときは、当該特定事業者は、第一種利用運送事業許可を受けたものとみなす。

5 貨物運送効率化事業を実施する認定特定事業者のうち第四条第四項第五号ロに掲げる事業を実施する者が事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合又はその連合会であつて政令で定めるもの又は民法第三十四条の規定により設立された社団法人である場合にあっては、当該認定特定事業者が認定特定事業計画に従つて行う第一種利用運送事業であつて荷主を認定特定事業者の構成員に限定

構法第五條第四項中「研究開発出資業務」という。」「とあるのは「研究開発出資業務」という。又は中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律「下」中心市街地整備改善活性化法という。第三十一条に規定する業務（以下「両出資業務」という。）」と、機構法第二十八條の二第二項中の「一部」とあるのは「又は中心市街地整備改善活性化法第三十一条第一号に掲げる業務出資の決定（を除く。）の一部」と、機構法第三十一条中「研究

開発出資業務」とあるのは「研究開発出資業務及び中心市街地整備改善活性化法第三十一条に規定する業務（以下「研究開発出資業務等」という。）と、機構法第三十二条、第三十三条の二、第三十五条、第三十八条及び第四十三条第一項第二号中「研究開発出資業務」とあるのは「研究開発出資業務等」と、機構法第三十八条中「この法律」とあるのは「この法律及び中心市街地整備改善活性化法」と、機構法第三十九条、第四十条第一項及び第四十五条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は中心市街地整備改善活性化法」と、機構法第四十三条第一項第一号中「第二十八条第二項、第二十九条第一項、第三十一条若しくは第三十五条の規定による認可（研究開発出資業務）とあるのは若しくは第二十九条第一項の規定による認可（両出資業務又は研究開発債務保証業務に係るものを除く。）」、第二十八条第二項の規定による認可（研究開発出資業務又は研究開発債務保証業務に係るものを除く。）」、第三十一条若しくは第三十五条の規定による認可（研究開発出資業務等）」と、同条第二項第一号中「又は第二十九条第一項の規定による認可」とあるのは「この規定による認可又は第二十九条第一項の規定による認可（中心市街地整備改善活性化法第三十一条に規定する業務に係るものを除く。）」と、同項第二号中「部分」とあるのは「部分（中心市街地整備改善活性化法第三十一条に規定する業務に係る部分を除く。）」と、機構法第四十五条第三号中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び中心市街地整備改善活性化法第二十一条」とする。

（課税の特例）
第三十三条 認定特定事業計画に従って第四条第四項第一号、第五号若しくは第六号に掲げる特定事業を実施しようとする者又は認定中小小売商業高度化事業計画に従って中小小売商業高度化事業を実施しようとする者が、当該認定特定事業計画又は当該認定中小小売商業高度化事業計画に従って取得し、又は建設した建物及びその附属設備並びに構築物については、租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）で定めるところにより、特別償却を行うことができる。
（地方税の不均一課税に伴う措置）
第三十四条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六條第二項の規定により、自治省令で定める地方公共団体が、認定特定事業計画又は認定中小小売商業高度化事業計画に係る商業基盤施設のうち自治省令で定めるものを設置した者について、当該商業基盤施設の設置の用に供する家屋若しくはその敷地である土地の取得に供する不動産取得税又は当該商業基盤施設の用に供する家屋若しくはその敷地である土地に対する不均一の課税をした場合において、これらの措置が自治省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。）のうち自治省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が自治省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

（指導及び助言）
第三十五条 国及び地方公共団体は、認定特定事業者又は認定中小小売商業高度化事業者に対し、認定特定事業計画又は認定中小小売商業高度化事業計画に係る事業を的確に行うことができるよう必要な指導及び助言を行うものとする。
（報告の徴収）

第三十六条 主務大臣は、認定特定事業者又は認定中小小売商業高度化事業者に対し、特定事業及び中小小売商業高度化事業の実施状況について報告を求めることができる。

第四章 雑則

（地方債についての配慮）

第三十七条 地方公共団体が基本計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。
（資金の確保）
第三十八条 国及び地方公共団体は、その財政収支の状況を踏まえつつ、基本計画の達成に資する施設の整備その他の事業に必要な資金の確保に努めなければならない。

第三十九条 第五條第一項及び第四項から第六項までにおける主務大臣は、基本方針のうち、同条第三項第一号に掲げる事業に係る部分については運輸大臣及び建設大臣、同号ロに掲げる事業に係る部分については郵政大臣、同項第二号に掲げる事項のうち、特定事業に係る部分については当該特定事業を所管する大臣、中小小売商業高度化事業に係る部分については通商産業大臣とし、その他の部分については通商産業大臣、建設大臣及び自治大臣とする。

2 第六條第六項における主務大臣は、通商産業大臣、建設大臣及び自治大臣とする。ただし、基本計画に次の各号に掲げる事項が定められている場合においては、通商産業大臣、建設大臣及び自治大臣並びに当該各号に定める大臣とする。

一 第六條第三項第一号に掲げる事業に関する事項 運輸大臣及び建設大臣
二 第六條第三項第一号ロに掲げる事業に関する事項 郵政大臣
三 特定事業に関する事項 当該特定事業を所管する大臣

3 第六條第七項における主務大臣は、通商産業大臣、建設大臣及び自治大臣とする。ただし、基本計画に次の各号に掲げる事項が定められている場合においては、当該事項については当該各号に定める大臣、その他の事項については通商産業大臣、建設大臣及び自治大臣とする。

一 第六條第三項第一号に掲げる事業に関する事項 運輸大臣及び建設大臣
二 第六條第三項第一号ロに掲げる事業に関する事項 郵政大臣
三 特定事業に関する事項 当該特定事業を所管する大臣

（報告の徴収）

4 第十六條第一項、第二項、第四項及び第五項並びに第十七條第一項及び第二項における主務大臣は、特定事業計画に係る特定事業を所管する大臣とする。

5 第三十六條における主務大臣は、特定事業に係る報告については当該特定事業を所管する大臣、中小小売商業高度化事業に係る報告については通商産業大臣とする。

（権限の委任）
第四十条 この法律による権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

（罰則）
第四十一条 第三十六條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から

（罰則）
第四十一条 第三十六條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

(基金の持分の払戻しの禁止の特例)

第二条 政府及び日本開発銀行以外の出資者は、基金に対し、この法律の施行の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、その持分の払戻しを請求することができる。

2 基金は、前項の規定による請求があったときは、特定施設整備法第十八条第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、基金は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(基金に対する日本開発銀行の出資)

第四条 日本開発銀行は、基金が第二十二條第二号及び第三号に掲げる業務に必要な資金に充てるためその資本金を増加するときは、日本開発銀行法昭和二十六年法律第百八号第十八条第一項の規定にかかわらず、大蔵大臣の認可を受けて、基金に出資することができる。

2 前項の規定により日本開発銀行が出資する場合においては、日本開発銀行法第十八条の第二項中「出資」とあるのは「出資及び中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(以下「中心市街地整備改善活性化法」という。)附則第四条第一項の規定により行なう出資」と、同法第五十一條第二号中「場合」とあるのは「場合及び中心市街地整備改善活性化法附則第四条第一項の規定により大蔵大臣の認可を受けなければならない場合」と、同条第四号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに中心市街地整備改善活性化法附則第四条第一項の規定による出資」とする。

(土地区画整理法の一部改正)

第五条 土地区画整理法の一部を次のように改正する。

第三條の三第二項中「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)第八条第一項の承認基本計画に係る拠点地区の既に市街地を形成している」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)第八条第一項の承認基本計画に係る拠点地区の既に市街地を形成している区域

二 人口及び産業が過度に集中している大都市及びその周辺地域以外の地域において現に地域社会の中心となつていて都市で政令で定めるものの区域内の中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第 号)第七條第一項の特定中心市街地の区域

(都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正)

第六條 都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十一年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号中「限り、ホに掲げる土地にあつては被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)第五条第一項の規定により都市計画に定められた被災市街地復興推進地域内にあるもの」を削り、同号ホ中「土地」の下に「被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)第五条第一項の規定により都市計画に定められた被災市街地復興推進地域内にあるもの」を加え、同号ホを同号ヘとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ 現に地域社会の中心となつていて都市改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第 号)第二条の中心市街地について同法第六條

第一項の基本計画が作成されたものに限り、(で政令で定めるものの既に市街地を形成している区域内の土地(同法第七條第一項の特定中心市街地の区域で政令で定めるものの区域内にあるものに限る。))

2 国は、地方公共団体が次に掲げる資金の貸付けを行うときは、当該地方公共団体に對し、当該貸付けに必要な資金を貸し付けることができる。

一 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第百十六條第一項の規定により指定された防災街区整備推進機構に對する同法第百十七條第三号に規定する土地のうち前項第三号に掲げる土地に該當するものの買取りに要する費用に充てる資金の貸付け

二 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第十條第一項の規定により指定された中心市街地整備推進機構に對する同法第十一條第三号に規定する土地のうち前項第三号に掲げる土地に該當するものの買取りに要する費用に充てる資金の貸付け

第二条第一項中「及び同号ホ」を「並びに同号ホ及びヘ」に改める。

(都市再開発法の一部改正)

第七條 都市再開発法の一部を次のように改正する。

第二条の二第五項第二号中「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)第八条第一項の承認基本計画に係る拠点地区の既に市街地を形成している」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

を形成している区域

ロ 人口及び産業が過度に集中している大都市及びその周辺地域以外の地域において現に地域社会の中心となつていて都市で政令で定めるものの区域内の中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第 号)第七條第一項の特定中心市街地の区域

(特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法の一部改正)

第八條 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「第九条第一号に掲げる業務及びこれ」を「第九条第一号及び第三号に掲げる業務並びにこれら」に改め、同条第四項及び第五項中「業務」の下に「並びに同条第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務」を加える。

第十二條の次に次の一条を加える。

(特定商業集積推進資金)

第十二條の二 基金は、第九条第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関して、特定商業集積推進資金を設けるものとする。

2 基金は、特定商業集積推進資金に係る経理については、特別勘定における他の経理と区分して整理しなければならない。

3 基金は、前条第二項の規定にかかわらず、第十一條第二項に規定する積立金の額に相当する金額の一部をあらかじめ大蔵大臣及び通商産業大臣の承認を受けた金額の範囲内において特定商業集積推進資金に充てるものとする。

4 特定商業集積推進資金の運用によつて生じた利子その他該資金の運用又は使用に伴い生ずる収入は、特定商業集積推進資金に充てるものとする。

第十三條第一項中「とし、特定新規事業実施円滑化臨時措置法第六條の五第一項中」第六條

第三号及び第四号に掲げる業務」とあるのは「第六号第三号及び第四号に掲げる業務並びに特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法第九号第三号に掲げる業務」を削り、同条第二項中「前二条」を「前三条」に改める。

(国土庁設置法の一部改正)

第九号 国土庁設置法(昭和四十九年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第四号第二十五号に次のように加える。

セ 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第 号)

(農林水産省設置法の一部改正)

第十号 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第四号中第八十六号の五を第八十六号の六とし、第八十六号の二から第八十六号の四までを一号ずつ繰り下げ、第八十六号の次に次の一号を加える。

八十六の二 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第 号)の施行に関する事務で所掌に属するものを処理すること。

(通商産業省設置法の一部改正)

第十一号 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四号第三十二号の二の次に次の一号を加える。

三十一の三 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第 号)の施行に関すること。

(運輸省設置法の一部改正)

第十二号 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項第十号の二の次に次の一号を加える。

十の三 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第 号)の施行に関すること。

二号に、「第七十三号及び第七十四号を、第七十四号及び第七十五号」に改め、同条第八項中「第七十五号」を「第七十六号」に改める。

(建設省設置法の一部改正)

第十四号 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三号第十一号中「及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)を、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)及び中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第 号)」に改める。

(自治省設置法の一部改正)

第十五号 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四号第三号の九の次に次の一号を加える。

三の十 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第 号)の施行に関する事務を行うこと。

第五号第三号の八の次に次の一号を加える。

三の九 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律に基づき、基本方針を定めること。

理由

都市の中心市街地が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、都市機能の増進及び経済活力の向上を図ることが必要な中心市街地について、国による基本方針の策定、市町村による基本計画の作成及び特定事業計画等の認定について定めるとともに、地域における創意工夫を生かしつつ、市街地の整備改善及び商業等の活性化を一体的かつ総合的に推進するための特例措置の創設等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

大規模小売店舗立地法
大規模小売店舗立地法

(目的)

第一条 この法律は、大規模小売店舗の立地に関する、その周辺の地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保することにより、小売業の健全な発達を図り、もって国民経済及び地域社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「店舗面積」とは、小売業(飲食店業を除く)のものとし、物品加工修理業を含む。以下同じ。)を行うための店舗の用に供される床面積をいう。

2 この法律において「大規模小売店舗」とは、一の建物(一の建物として政令で定めるものを含む。)であつて、その建物内の店舗面積の合計が次条第一項又は第二項の基準面積を超えるものをいう。

(基準面積)

第三条 基準面積は、政令で定める。

2 都道府県は、当該都道府県の区域のうちに、その生活環境から判断して、前項の基準面積を超える他の基準面積とすることが適切であると認められる区域があるときは、当該区域について、条例で、周辺の地域の生活環境の保持に必要なかつ十分な程度において、同項の基準面積に代えて適用すべき基準面積を定めることができる。

3 前項の条例においては、併せて当該区域の範囲を明らかにしなければならない。

(指針)

第四条 通商産業大臣は、関係行政機関の長に協議して、大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持を通じた小売業の健全な発達を図る観点から、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針(以下

「指針」というものを定め、これを公表するものとする。

2 指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき基本的な事項

二 大規模小売店舗の施設（店舗及びこれに附属する施設で通商産業省令で定めるものをいう。次条第一項において同じ。）の配置及び運営方法に関する事項であつて、次に掲げるものの

イ 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項

ロ 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項

（大規模小売店舗の新設に関する届出等）

第五条 大規模小売店舗の新設（建物の床面積を変更し、又は既存の建物の全部若しくは一部の用途を変更することにより大規模小売店舗となる場合を含む。以下同じ。）をする者（小売業を行うための店舗以外の用に供し又は供させるためその建物の一部の新設をする者があるときはその者を除くものとし、小売業を行うための店舗の用に供し又は供させるためその建物の一部を新設する者又は設置している者があるときはその者を含む。以下同じ。）は、政令で定めるところにより、次の事項を当該大規模小売店舗の所在地の属する都道府県（以下単に「都道府県」という。）に届け出なければならない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
三 大規模小売店舗の新設をする日
四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項であつて、通商産業省令で定めるもの

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項であつて、通商産業省令で定めるもの

2 前項の規定による届出には、通商産業省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

3 都道府県は、第一項の規定による届出があつたときは、通商産業省令で定めるところにより、速やかに、同項各号に掲げる事項の概要、届出年月日及び縦覧場所を公告するとともに、当該届出及び前項の添付書類を公告の日から四週間縦覧に供しなければならない。

4 第一項の規定による届出をした者は、当該届出の日から八月を経過した後でなければ、当該届出に係る大規模小売店舗の新設をしてはならない。

（変更の届出）

第六条 前条第一項の規定による届出があつた大規模小売店舗について、当該届出に係る同項第一号又は第二号に掲げる事項の変更があつたときは、当該大規模小売店舗を新設する者又は設置している者は、遅滞なく、その旨を都道府県に届け出なければならない。

2 前条第一項の規定による届出があつた大規模小売店舗について、当該届出に係る同項第三号から第六号までに掲げる事項の変更があるときは、当該大規模小売店舗を新設する者又は設置している者は、あらかじめ、その旨を都道府県に届け出なければならない。ただし、通商産業省令で定める変更については、この限りでない。

3 前条第二項の規定は前項の規定による届出に、同条第三項の規定は前二項の規定による届出について準用する。

4 前条第一項第三号から第五号までに掲げる事項に係る第二項の規定による届出をした者は、当該届出の日から八月を経過した後でなければ、当該届出に係る変更を行つてはならない。

ただし、通商産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を第三条第一項の基準面積（同条第二項の規定により他の基準面積が定められた区域にあつては、当該他の基準面積）以下とする者は、その旨を都道府県に届け出なければならない。

6 都道府県は、前項の規定による届出があつたときは、通商産業省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

（説明会の開催等）

第七条 第五条第一項又は前条第二項の規定による届出（同条第四項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更に係る届出を除く。以下同じ。）をした者は、通商産業省令で定めるところにより、当該届出をした日から二月以内に、当該届出に係る大規模小売店舗の所在地の属する市町村（以下単に「市町村」という。）内において、当該届出及び第五条第二項（前条第三項において準用する場合を含む。）の添付書類（第四項において「届出等」という。）の内容を周知させるための説明会（以下この条において「説明会」という。）を開催しなければならない。

2 前項の規定により説明会を開催する者（以下この条において「説明会開催者」という。）は、その開催を予定する日時及び場所を定め、通商産業省令で定めるところにより、これらを当該説明会の開催を予定する日の一週間前までに公告しなければならない。

3 説明会開催者は、説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、都道府県及び市町村の意見を聴くことができる。

4 説明会開催者は、その責めに帰することができない事由であつて通商産業省令で定めるものにより、第二項の規定による公告をした説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、説明会開催者は、通商産業省令で定めるところにより、届出等の内容を周知させるように努めなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、説明会の開催に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。（都道府県の意見等）

第八条 都道府県は、第五条第三項（第六条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による公告をしたときは、速やかに、その旨を市町村に通知し、当該公告の日から四月以内に、市町村から当該公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を聴かなければならない。

2 第五条第三項の規定による公告があつたときは、市町村の区域内に居住する者、市町村において事業活動を行う者、市町村の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の市町村に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者その他の当該公告に係る生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から四月以内に、都道府県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

3 都道府県は、通商産業省令で定めるところにより、第一項の規定により市町村から聴取した意見及び前項の規定により述べられた意見の概要を公告し、これらの意見を公告の日から一週間縦覧に供しなければならない。

4 都道府県は、第五条第一項又は第六条第二項の規定による届出があつた日から八月以内に、第一項の規定により市町村から聴取した意見及び第二項の規定により述べられた意見に配置し、及び指針を勘案しつつ、当該届出をした者に対し、当該届出に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を有する場合には当該意見を書面により述べるものとし、意見を有しない場合にはその旨を通知するものとする。

5 都道府県が前項の規定により意見を有しない旨を通知した場合は、第五条第四項及び第六条第四項の規定は、適用しない。

6 都道府県は、通商産業省令で定めるところにより、第四項の規定により述べた意見の概要を公告し、当該意見を公告の日から一月間縦覧に供しなければならない。

7 第五條第一項又は第六條第二項の規定による届出をした者は、第四項の規定により意見が述べられた場合には、当該意見を踏まえ、都道府県に対し、当該届出を変更する旨の届出又は変更しない旨の通知を行うものとする。

8 第五條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

9 第四項の規定により意見が述べられた場合には、第五條第四項又は第六條第四項の規定にかかわらず、第五條第一項の規定による届出又は同項第三号から第五号までに掲げる事項に係る第六條第二項の規定による届出をした者は、第七項の規定による届出又は通知の日から二月を経過した後でなければ、それぞれ、当該届出に係る大規模小売店舗の新設をし、又は当該届出に係る変更を行ってはならない。

10 第六條の規定は、第七項の規定による届出については、これを適用しない。

(都道府県の勧告等)

第九條 都道府県は、前条第七項の規定による届出又は通知の内容が、同条第四項の規定により都道府県が述べた意見を適正に反映しておらず、当該届出又は通知に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認めるときは、市町村の意見を聴き、及び指針を勧告しつつ、当該届出又は通知がなされた日から二月以内に限り、理由を付して、第五條第一項又は第六條第二項の規定による届出をした者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 前項の規定による勧告の内容は、同項に規定する事態の発生を回避するために必要限度を超えないものであり、かつ、第五條第一項又は第六條第二項の規定による届出をした者の利益

を不当に害するおそれがないものでなければならぬ。

3 都道府県は、第一項の規定による勧告をしたときは、当該勧告を市町村に通知するとともに、通商産業省令で定めるところにより、当該勧告の内容を公告しなければならない。

4 都道府県から第一項の規定による勧告を受けた者は、当該勧告を踏まえ、都道府県に、必要な変更に係る届出を行うものとする。

5 第五條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

6 第六條の規定は、第四項の規定による届出については、これを適用しない。

7 都道府県は、第一項の規定による勧告をした場合において、当該勧告に係る届出をした者が、正当な理由がなく、当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(生活環境の保持の配慮)

第十條 第五條第一項、第六條第二項、第八條第七項又は前条第四項の規定による届出をした者は、その届け出たところにより、その大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持についての適正な配慮をして当該大規模小売店舗を維持し、及び運営しなければならない。

2 大規模小売店舗において事業活動を行う小売業者は、前項の規定による届出に係る事項の円滑な実施に協力するよう努めなければならない。

(承継)

第十一條 第五條第一項若しくは第六條第一項若しくは第二項の規定による届出、第八條第七項の規定による届出若しくは通知又は第九條第四項の規定による届出をした者から当該届出又は通知に係る大規模小売店舗を譲り受けた者は、当該大規模小売店舗に係る当該届出又は通知をした者の地位を承継する。

2 第五條第一項若しくは第六條第一項若しくは第二項の規定による届出、第八條第七項の規定による届出若しくは通知又は第九條第四項の規

定による届出をした者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出又は通知をした者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第五條第一項若しくは第六條第一項若しくは第二項の規定による届出、第八條第七項の規定による届出若しくは通知又は第九條第四項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を都道府県に届け出なければならない。

(関係行政機関の協力)

第十二條 都道府県は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、協力を求めることができる。

(地方公共団体の施策)

第十三條 地方公共団体は、小売業を行うための店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境を保持するために必要な施策を講ずる場合においては、地域的な需給状況を勘案することなく、この法律の趣旨を尊重して行うものとする。

(報告の徴収)

第十四條 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、大規模小売店舗を設置する者に対して報告を求めることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により大規模小売店舗を設置する者に対して報告を求める場合において、特に必要があると認めるときは、その必要限度において、政令で定めるところにより、当該大規模小売店舗において小売業を行う者に対し、参考となるべき報告を求めることができる。

(大都市の特例)

第十五條 この法律の規定により都道府県又は都道府県知事が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市

(以下この条において「指定都市」という。)においては、指定都市又は指定都市の長が処理するものとする。この場合においては、この法律中「都道府県又は都道府県知事に関する規定は、指定都市又は指定都市の長に関する規定」として指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。

(経過措置)

第十六條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(罰則)

第十七條 次の各号の一に該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第五條第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出を行い、又は同条第二項(第六條第三項、第八條第八項及び第九條第五項において準用する場合を含む。)の添付書類であつて、虚偽の記載のあるものを提出した者

二 第六條第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出を行った者

三 第八條第七項又は第九條第四項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をした者

第十八條 第五條第四項、第六條第四項又は第八條第九項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第十九條 第十四條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第二十一条 第六条第一項若しくは第五項又は第十一條第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の廃止)

第二条 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和四十八年法律第九号)は、廃止する。

(輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律の廃止)

第三条 輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律(平成三年法律第八十一号)は、廃止する。

(経過措置)

第四条 この法律の施行前にされた附則第二条の規定による廃止前の大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(以下「旧法」という。)第三條第二項若しくは第三項の規定による公示に係る小売業の営業開始若しくは店舗面積の増加の制限又は旧法第五條第一項、第六條第一項若しくは第二項若しくは第九條第一項から第三項までの規定による届出、届出に係る変更、承継、勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令、営業を停止すべき旨の命令若しくは報告若しくは立入検査については、なお従前の例による。

第五条 この法律の施行の際現に大規模小売店舗を設置している者は、当該大規模小売店舗について第五條第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更であつてこの法律の施行の日以後最初に行われるもの(この法律の施行の日から

八月を経過する日までの間に、旧法第五條第一項又は第六條第一項若しくは第二項の規定による届出に係る営業の開始又は店舗面積の増加をすることにより店舗面積の合計がこの法律の施行の日における店舗面積の合計を超えることとなる大規模小売店舗については、その営業の開始又は店舗面積の増加の日以後最初に行われるもの)をしようとするときは、その旨及び第五條第一項第一号、第二号又は第四号から第六号までに掲げる事項で当該変更に係るもの以外のものを都道府県に届け出なければならない。

2 旧法第三條第二項又は第三項の規定による公示に係る建物であつて、この法律の施行前に旧法第五條第一項又は第六條第一項若しくは第二項の規定による届出をした者がこの法律の施行の日から八月を経過する日までの間に、当該届出に係る営業の開始又は店舗面積の増加をすることにより大規模小売店舗に該当することとなるものの新設をする者については、第五條第一項の規定は、適用しない。

3 第一項の規定は、前項の大規模小売店舗を設置する者が、当該大規模小売店舗について第五條第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更であつて前項の規定による営業の開始又は店舗面積の増加の日以後最初に行われるものをしようとする場合について準用する。

4 第一項(前項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による変更に係る事項の届出は、第六條第二項の規定による届出とみなす。

5 第一項の規定による届出のうち変更に係る事項以外のものの届出は、第六條第一項及び第二項、第十條第一項並びに第十一條の規定の適用については、第五條第一項の規定による届出とみなす。

第六條 前條第一項(同條第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、百万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第七條 この法律の施行前にした行為及び附則第四條の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八條 附則第四條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(小売商業調整特別措置法の一部改正)

第九條 小売商業調整特別措置法(昭和三十四年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第十四條の二 第一項中「(大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和四十八年法律第九号)第二條第二項に規定する大規模小売店舗(以下「大規模小売店舗」という。))において行われるものを除く。」を削る。

第十六條の二 第一項中「(大規模小売店舗において行われるものを除く。)」を削る。

第十七條中「及び大規模小売店舗において小売業を営む者とその周辺の中小小売商との間に生じたものを削る。」

第十八條の次に次の一条を加える。

(地方公共団体の施策)

第十八條の二 地方公共団体は、小売業の事業活動の調整に関し必要な施策を講ずる場合においては、この法律の趣旨を尊重して行うものとする。

(罰賦販売法の一部改正)

第十條 罰賦販売法(昭和三十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十五條第三項中「大規模小売店舗における

小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和四十八年法律第九号)第二條第三項に規定する第一種大規模小売店舗において小売業を営む者又は人を罰する。

(通商産業省設置法の一部改正)

第十一條 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第二十号を次のように改める。
二十 削除

理由

大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされる必要があることにかんがみ、都道府県、市町村、周辺住民等の生活環境の保持の見地からの意見を有する者がその意見を述べるための手続等を定めるとともに、その意見を反映させるための措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十年四月二十七日印刷

平成十年四月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局